

牧之原保育園 重要事項説明書

令和8年4月1日現在

1. 施設の目的及び運営の方針

(1) 運営主体（事業者の概要）

事業者の名称	牧之原市役所
事業者の所在地	牧之原市静波447-1
事業者の連絡先	0548-23-0001
代表者氏名	牧之原市長 杉本 基久雄

(2) 施設の概要

種別	認可保育所							
名称	牧之原市菊川市学校組合立牧之原保育園							
所在地	牧之原市東萩間1987-50							
連絡先	(電話番号) 0548-27-2223 (FAX番号) 0548-27-2223							
施設長氏名	山本 恵子							
開設年月日	昭和50年4月1日							
利用定員	年齢区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
	2号				15人	20人	20人	55人
	3号	9人	11人	15人				35人
	合計	9人	11人	15人	15人	20人	20人	90人
当園の基本理念・方針	保育目標「心豊かでたくましい子」 今年度の重点目標 「保育園は楽しいな 一人ひとり大切にした保育」 一人一人を丁寧に受け入れて内面理解に努め、良さを認め、自信を持って生活できる環境と援助をしていく。また、「やってみよう!」と意欲的に楽しめる活動や自己発揮できる環境構成、援助、環境の再構成をするとともに、子ども自らの遊びを大切にし、子どもの思いに添った保育を展開していく。							

(3) 施設の概要

敷地	敷地全体	2337.50㎡
	園庭	1235.00㎡

園舎	構造	鉄筋コンクリート造
	延べ	974.50㎡

(4) 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
職員室	1室	
保育室	7室	内2保育室は別棟
給食室	1室	
遊戯室	1室	5歳児保育室と兼用
休養室	1室	
調乳室	1室	

(5) 職員体制

職種	員数	職務の内容
園長	1人	職員及び業務の管理、職員への指揮命令等
主任保育士	1人	子育て支援、園長補佐、保育士の総括等
保育士	11人以上	保育に従事、計画立案実施等
給食管理員	2人以上	給食おやつの調理等
一時預かり保育士	1人	一時預かり児の保育

(6) 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

提供する曜日	月曜日から土曜日まで (ただし、土曜日は菅山保育園、地頭方こども園、萩間保育園、相良こども園との合同保育とする。実施場所は菅山保育園または牧之原保育園とする。)	
保育時間	保育標準時間	午前 7時15分～午後 6時15分(11時間)
	保育短時間	午前 8時15分～午後 4時15分(8時間)
延長保育	延長時間	午前 7時15分～午前 8時15分
		午後 4時15分～午後 6時15分
希望保育	年度末・年度始め、ゴールデンウィーク、お盆休み (年間計画に記載されている期間)	
休業日	日曜日・国民の祝日に関する法律に規定する休日	
	年末年始(12月29日～1月3日)	

(7) 利用料等

利用者負担(月額保育料)	利用子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料)
支払い方法	牧之原市・・・口座振替 菊川市・・・集金

実費徴収 その他	幼児主食費	給食（主食）の材料に係る費用	月額 800 円
	幼児副食費	給食（副食）の材料に係る費用	月額 4900 円
	保護者会費	保護者会活動及び園行事に係る費用	月額 400 円

（８）提供する特定教育・保育の内容

- ・児童福祉法及びその他関係法令等を遵守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育を提供する。

（９）年間行事予定

月	行事内容
4月	入園の集い、慣らし保育、保護者総会、お茶摘み、新茶の会
5月	尿検査、田植え、交通教室、とうもろこし狩り、園外保育、希望保育
6月	防犯訓練、保育参加会、個人面談、ジャガイモ掘り、芋さし、内科検診、歯科検診
7月	プール開き、夏祭り、花火教室、七夕まつり
8月	希望保育、プール納め
9月	保小中合同引き渡し訓練、稲かり
10月	内科検診、歯科検診、園外保育、はらっこ運動会、就学前健康診断
11月	消防署避難訓練、SL遠足、芋ほり
12月	はらっこ発表会、クリスマス会、正月飾り作り
1月	初詣、どんど焼き、卒園写真撮影、絵画展、観劇
2月	豆まき会、5歳児交通教室、入園説明会、園外保育、1日入学、構音検査
3月	お別れ遠足、ありがとう会、卒園式、修了式

その他・・・身体測定、避難訓練、誕生会を行う（毎月）

（１０）利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用の開始	牧之市菊川市が行う利用調整に基づき当園に入園案内された支給認定を受けた保護者が、この重要事項説明書等に同意・契約された後に保育の提供を開始する。
利用の終了	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき（卒園を含む。） ・ 保護者から退園の申出があったとき ・ 利用継続が不可能であると市が認めたととき ・ その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

（１１）食事の提供・食育活動

食事の提供方法	自園にて調理
食事の提供を行う日	保育を実施する日は、基本的に食事の提供を行う。 月に1度程度お弁当の持参をお願いします。（夏期を除く）
献立	市の管理栄養士が作成 毎日の献立は、献立表を配信する。 サンプルの展示

アレルギーの対応	アレルギーやその他の事情により食事への配慮が必要な場合は、除去食及び代替食にて対応を行う。個別にアレルギー対応マニュアルを作成する。(医師による生活管理指導書の提出が必要) 保護者・管理栄養士・調理員と年に1回面談
食育活動	栽培、クッキング、行事食等を保育に取り入れている。 家庭に年1回アンケートを実施している。
1才6か月未満児	乳児食事確認書の提出 食べ物による誤嚥・窒息事故が起きないように、食材の提供の仕方を工夫する。

(12) 園医内科

園医歯科

医療機関の名称	石井内科皮膚科	医療機関の名称	大角歯科医院
医院長名	石井 英正	医院長名	大角 俊
所在地	牧之原静波248	所在地	牧之原市波津754
電話番号	0548-22-0013	電話番号	0548-52-0072

(13) 緊急時における対応方法

・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

・非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

『地震・大雨等に備えて』《家庭掲示用》・・・別紙配布

【管轄する消防署】

消防署名	静岡市牧之原消防署
所在地	牧之原市波津191-1
電話番号	0548-53-0119

【管轄する警察署】

警察署名	牧之原警察署
所在地	牧之原市細江2737
電話番号	0548-22-0110

(14) 非常災害対策

防火管理者	総括主任
消防計画届	牧之原消防署に届け出済み
避難訓練	年12回実施。そのうち1回は消防署と合同訓練を行う。 年に1回保護者参加の引き渡し訓練を行う。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・消火器 有

	・カーテン、じゅーたん等防災処理 有
避難場所	牧之原保育園園庭、牧之原中学グラウンド
緊急時の連絡手段	火災の場合は牧之原消防署へ連絡し、避難してから課へ報告する。 地震の場合は避難してから課へ報告する。

- ・災害時は引き渡しカードによる、園児引き渡しを行う。(年に1度提出)

(15) 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	総括主任	牧之原保育園
相談・苦情解決責任者	園長	0548-27-2223
第三者委員	元水 圭子	牧之原市大寄 872-1
		0548-27-3152
	水野 志江	牧之原市東萩間 2774-2
		0548-27-3407

【要望・苦情等への対応方法】

- ・利用者（保護者）などへの周知・・・掲示、パンフレット、入所のしおり等
- ・利用者（保護者）などより苦情を随時受付・・・面談、電話、文書箱等
- ・苦情を申し出た利用者（保護者）などとの話し合いによる解決
- ・必要に応じて第三者及び相談・指導者の助言・立ち合い
- ・第三者委員の立ち合いによる話し合い。
- ・苦情を申し出た利用者（保護者）などへの報告を受けた旨の通知。
- ・解決結果の公表・・・個人情報に関するものを除き公表に努める。

(16) 賠償責任保険の加入状況

保険の種類	日本スポーツ振興センター
保険の内容	災害共済給付 園管理下での事故
保険金額	年払い 365 円のうち保護者負担金は 220 円、市負担金 145 円

当園では、日ごろから安全な保育を心がけているが、万が一の事故に備えて上記の保険に加入する。

保育を受けているときの怪我など保育園の管理下で起こった災害により、医療機関を受診した場合に同制度で定められた災害給付金が支給される。

(17) 個人情報の取り扱い

- ・当園の職員及び職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知りえた利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。(秘密保持)
- ・当園では個人情報の保護に関する基本方針を、『個人情報保護に関することについて』にて内容を確認して同意書を提出する。

(18) 虐待防止のための措置に関する事項

当園は、子どもの人権の擁護・虐待の防止のための措置を講じている。

- 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備。
- 職員による子どもに対する虐待等の行為の禁止。
- 虐待防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施。『人権擁護のセルフチェックシート』を年1回実施。
- 園児に虐待が疑われる場合は、関係機関に通告する義務がある。(児童虐待の防止に関する法律6条)

(19) その他保護者に説明すべき事項

① ICTの導入

登降園時の打刻、欠席遅刻早退の連絡、連絡帳(乳児)、ドキュメンテーションの配信(週に1度程度)お知らせ配信、アンケート、写真販売をコモンシステムで行う。(別紙参照)

②健康管理について

- 健康観察は登園前に必ず行い、異常がある場合はかかりつけ医を受診する。登園後体調に変化が見られた場合は、緊急連絡先に連絡をする。(必ず連絡が取れる場所を記入)
- 感染症等集団生活での感染を防ぐため、国の『保育所における感染症対策ガイドライン』に則り感染症予防のための衛生管理を適切に実施する。
『子どもの伝染性感染症の一覧』を参照。

③その他

- 子どもの成長過程において生じる怪我等について。
『お子さまをお預かりするうえでもっとも大切な点』保護者の皆様にご理解いただきたい大切なこと お子さんたちのかみつき、ひっかき』別紙参照
- 家庭状況に変更があった場合には、必ず園に申し出て変更手続きを速やかに行う。(住所、勤務先、勤務時間、緊急連絡先、妊娠出産、育児休業、世帯の変更等)
- 保護者間で起きたトラブルは、保護者間で解決をお願いする。